

木島平村空き家バンク仲介手数料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の有効活用及び取引の健全化を促進し、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、木島平村空き家情報登録制度実施要綱（平成24年木島平村訓令第10号。以下「実施要綱」という。）の規定により登録された空き家の売買又は賃貸借契約に要する仲介手数料に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、木島平村補助金等交付規則（昭和58年木島平村規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項に関し定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 実施要綱第2条第1項第5号に規定する空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録された建物及びその敷地又は建物の跡地をいう。
- (2) 所有者等 空き家バンクに物件登録が完了した所有者等をいう。
- (3) 利用希望者 空き家バンクに登録された物件を購入又は賃貸する者をいう。
- (4) 仲介事業者 村が協定を結び宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。
- (5) 仲介手数料 仲介事業者が受け取ることができる宅地建物取引業法第46条第1項に規定する報酬をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、仲介手数料を支払った空き家所有者等で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 実施要綱様式第2号特記事項へ「木島平村空き家バンク仲介手数料補助金交付要綱により、空き家バンク登録から6か月間、交渉する利用希望者を村の住民基本台帳に登録し生活基盤を専ら村に置く意思のある者に限定する。」と記載している者
- (2) 前号に基づき交渉を行い、売買契約の場合800万円以下で契約した者
- (3) 村に納付すべき村税等を滞納していない者
- (4) 空き家の売買又は賃貸借並びに当該仲介手数料に係る契約について、3親等以内の親族との間で締結したものでないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる補助率、補助上限金額、補助対象経費は別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木島平村空き家バンク仲介手数料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次に掲げる関係書類を添付し、村長に申請しなければならない。

- (1) 物件に係る売買又は賃貸借契約書の写し
- (2) 登録から6か月以内の契約の場合、契約先利用希望者の定住誓約書
- (3) 仲介事業者を支払った仲介手数料の領収書の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

2 前項の交付申請ができる期間は、仲介手数料の支払をした日から3月を経過した日、又は支払をした年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(交付決定等)

第6条 村長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定し、木島平村空き家バンク仲介手数料補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

2 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、前条に規定する申請書の提出をもって提出があったものとみなす。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(効力の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

補助率	補助上限金額	補助対象経費
3分の1 (千円未満切捨て)	10万円	売買契約又は賃貸借契約が成立したときに、所有者等が仲介事業者を支払った仲介手数料